

居宅介護支援事業所 ぽるぽる

重要事項説明書

令和6年8月26日 一部改正

1. 事業所の概要

事業所名	居宅介護支援事業所 ぽるぽる
所在地	福山市松永町五丁目23番30号
事業者指定番号	3471501399
管理者・連絡先	村上 真紀 ・ TEL084-930-0665
通常の事業の 実施地域	福山市松永町・南松永町・今津町・高西町・神村町・宮前町・本郷町・ 東村町・金江町・柳津町・藤江町

2. 事業所の職員体制等

職種	人員	職務内容
管理者	常勤 1名	職員の管理及び業務の管理を一元的に行いません
介護支援専門員	常勤管理者兼務 1名 常勤 2名 計3名	居宅介護支援業務を行います

3. 営業時間

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日、12月30日から
1月3日、8月13日～8月15日を除きます。
- (2) 営業時間 月～土曜日 9:00～18:00

4. 居宅介護支援の内容・利用料及び利用者負担

居宅介護支援の内容	提供方法	利用料(月額)	利用者負担額(介護保険適用の場合)
①居宅サービス計画 の作成	「居宅介護支援 業務の実施方法 について」を 参照下さい。	下表の通り	介護保険適用となる場合には、利用料を 支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
②居宅サービス事業者 との連絡調整			
③サービス実施状況 把握・評価			
④利用者状況の把握			
⑤給付管理			
⑥要介護認定申請に 対する協力・援助			
⑦相談業務			

取り扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当りの利用者の数が 45人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 10,860円	居宅介護支援費Ⅰ 14,110円
〃 45人以上60人未満の場合において 45以上の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,440円	居宅介護支援費Ⅱ 7,040円
〃 60人以上の場合において 60以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,260円	居宅介護支援費Ⅲ 4,220円

ICT活用又は事務職員の配置を行っている場合

	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当りの利用者の数が50人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 10,860円	居宅介護支援費Ⅰ 14,110円
〃 50人以上60人未満の場合において50以上の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,270円	居宅介護支援費Ⅱ 6,830円
〃 60人以上の場合において60以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,160円	居宅介護支援費Ⅲ 4,100円

※当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の50/100又は0/100となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より2,140円を減算することとなります。

※45人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援Ⅱ又はⅢを算定します。

介護予防支援費	【包括センター】 介護予防支援費(1)	4,420円
---------	---------------------	--------

※要支援1、2(介護予防)については、包括支援センターからの委託を受ける場合があります。

	加算	加算額	内容・回数等	
要介護度による区分なし	初回加算	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成する場合、要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合	
	入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500円	入院当日以内に利用者の情報提供をした場合(提供方法は問わない)	
	入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000円	入院後3日以内に利用者の情報提供をした場合(提供方法は問わない)	
	退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合 (Ⅰ)イ 連携 1回 (Ⅰ)ロ 連携 1回(カンファレンス参加による) (Ⅱ)イ 連携 2回以上 (Ⅱ)ロ 連携 2回(内1回以上カンファレンス参加) (Ⅲ) 連携 3回以上(内1回以上カンファレンス参加)	
	退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000円		
	退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000円		
	退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500円		
	退院・退所加算(Ⅲ)	9,000円		
	通院時情報連携加算	500円		利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い 医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に算定する(一月につき)
	ターミナルケアマネジメント加算	4,000円		24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備。 利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施。 訪問により把握した利用者の心身の状態等の情報を記録し主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供。 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行う
	特定事業所加算(Ⅲ)	3,230円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する。 24時間連絡体制・定期的な伝達会議等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)	
	特定事業所医療介護連携加算	1,250円	特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定している等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5/100	尾道市(旧御調町・旧尾道市)・百島町・福山市内海町に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する		
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	利用者の状態の急変等に伴い、医療機関の保険医の求めにより、利用者宅でのカンファレンスに参加し必要に応じてサービス調整を行った場合(一月につき2回まで)		

看取り期におけるサービス利用にならなかった場合の評価

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。

5. 事業所の目的と運営方針について

- (1) 居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供をすることを目的とします。
- (2) 介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助します。
- (3) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- (4) 市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

6. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- (1) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (3) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (4) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

個人情報の保護について

- (1) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (2) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理しまた処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- (3) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示する事とし、開示の結果、情報の訂正・追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

7. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会を開催し、虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者

村上 真紀

- (2) 虐待防止のための指針の整備をします。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備します。
- (5) 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (6) サービス提供中に、当該事業所事業者又は擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8. 暴言・暴力・ハラスメントについて

暴言・暴力・ハラスメントに対するために次に掲げる措置を講じます。

- (1) 暴言・暴力・ハラスメントに対する組織・地域での適切な対応を図ります。
- (2) 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施します。
- (3) 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、職員に対してあった場合には解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

【具体的な暴言・暴力・ハラスメントの例】

暴力又は乱暴な言動	・殴る・蹴る・物を投げる・刃物を向ける・怒鳴る・奇声や大声を発する など
ハラスメント行為	・不必要に体を触る 手を握る・腕を引っ張り抱きしめる ・卑猥な画像や動画を繰り返し見せる など
その他	・職員や他者の個人情報を求める・ストーカー行為 など

9. 業務継続計画(BCP)の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者が継続して居宅介護支援の提供をうけられるよう、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を定期的に開催するなどの措置を講じます。

10. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

感染症の予防及びまん延防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施。
- (2) その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置(委員会の開催・指針整備等)
- (3) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	村上 真紀
--------------	-------

11. 身体拘束等の原則禁止について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町・利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、その限りではありません。

13. 例外的な事項について

この重要事項説明書及び介護保険等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業所の協議により定めさせていただきます。

14. 相談窓口、苦情対応について

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所相談コーナー	電話番号 084-930-0665 担当者 村上 真紀(管理者) 対応時間 月～土 9時～18時 緊急時・上記時間外 080-1943-4041
------------	---

公的機関においても、苦情の申し出ができます。

福山市役所介護保険課	電話番号 084-928-1166
尾道市役所介護保険係	電話番号 0848-25-7118
広島県国民健康保険団体連合会	電話番号 082-554-0783
介護保険課	対応時間 月～金 8時30分～17時15分

居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ①事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画書の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ②指定居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ①介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア)利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ)利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ)介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ)介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ②介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③通常のケアプランよりかけ離れた回数数の訪問介護(生活援助中心型)を位置付ける場合には市町村にケアプランを届け出て地域ケア会議の開催等により、届け出されたケアプランの適正検証を行います。
- ④介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア)介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ)利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握・評価について

- ①介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下モニタリングという)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ②上記の把握にあたっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に1回、モニタリングの結果を記録します。
- ③介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ①事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ②事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

8 6か月間の割合

前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6か月に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合については別紙において十分な説明を行います。

《説明確認欄》

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、重要事項説明書に基づき、説明を致しました。

事業所 所在地 福山市松永町五丁目23番30号

事業所名 居宅介護支援事業所 ぼるぼる

説明者 村上 真紀

私は、重要事項説明書に基づき説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印